

藤沢市障がい者総合支援協議会市民委員選考要領

1. 目的

この要領は、藤沢市障がい者総合支援協議会における市民委員（以下「市民委員」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 定数

藤沢市障がい者総合支援協議会の委員は25人以内で組織し、うち2人を市民委員とする。ただし、2人のうち1人は障がいのある方及びその家族とする。

3. 市民委員の選考委員会

市民委員の選考にあたり、選考委員会を設置し、選考委員は次の職にある者とする。なお、代表は福祉健康部長とする。

- (1) 福祉健康部長
- (2) 福祉健康総務課長
- (3) 障がい福祉課長
- (4) 障がい福祉課課長補佐

4. 市民委員の選考方法

市民委員の選考は「藤沢市審議会等の設置及び運営に関する基本方針」をふまえ、「藤沢市審議会等の委員公募要綱」及び「藤沢市障がい者総合支援協議会市民委員選考基準」に基づき、応募動機等を記載した書類（作文）等を点数化し、その集計結果をもとに選考委員会で決定する。

5. 事務の所管

選考に係る庶務は障がい福祉課において処理する。

附 則

この要領は、平成31年2月10日から施行する。